

鴨川市学校給食センター運営委員会会議次第

日 時 平成 31 年 1 月 23 日 (水) 午後 3 時 30 分

場 所 鴨川市学校給食センター 2 階会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 学校教育課長あいさつ

4 議 題

- (1) 学校給食センター調理及び配送業務委託について
- (2) 平成 31 年度学校給食センター業務計画 (案) について
- (3) 平成 31 年度学校給食センター当初予算 (案) について
- (4) 鴨川市学校給食センター設置条例の一部改正について

5 その他

6 閉 会

鴨川市学校給食センター運営委員名簿

1号委員(給食を受ける小学校、中学校及び幼稚園の長)

氏 名	職 名
ショウジ サトミ 庄司 里美	小湊幼稚園副園長・小湊小学校校長
ワタナベ ヒロヒト 渡邊 弘仁	長狭小学校校長・長狭中学校校長
ヨシダ ヨウイチ 吉田 洋一	鴨川中学校校長

2号委員(給食を受ける小学校、中学校及び幼稚園のPTAが推薦する者)

氏 名	職 名
アサダ トモヤス 浅田 朋靖	鴨川市公立学校PTA連絡協議会会長(前小湊幼小)
サイトウ イズル 齋藤 出	鴨川市公立学校PTA連絡協議会会計(天津幼小)
サクマ ヒロユキ 佐久間 宏幸	鴨川市公立学校PTA連絡協議会レクリエ - ション部(田原幼小)
イマイ 今井 みゆき	鴨川市公立学校PTA連絡協議会理事(安房東中)
ネモト ヒロミ 根本 浩美	鴨川市公立学校PTA連絡協議会理事(江見幼小)
サカマキ ユミコ 坂巻 由美子	鴨川市公立学校PTA連絡協議会理事(鴨川幼小)

3号委員(識見を有する者)

氏 名	職 名
カセキ ジンヤ 可世木 仁哉	安房健康福祉センター副センター長
ハヤシ ムネヒロ 林 宗寛	市立国保病院長

(委嘱期間:平成29年6月1日～平成31年5月31日)

学校給食センター調理及び配送業務委託について

学校給食センターの運営については、教育委員会会議及び学校給食センター運営委員会にて、調理・洗浄・保管業務及び、配送・回収業務を現在の施設を使用し民間事業者へ業務委託することと決定した。

1. 選定方法

事業者の選定にあたっては、安全、安心でおいしい給食を提供するという学校給食の特性を考慮し、委託料の多寡のみではなく、事業者が持つ調理技術、衛生管理能力、安全管理能力、作業効率性等を総合的に勘案するため、公募型プロポーザルにより事業者を選定した。

2. 公募型プロポーザル審査結果について

(1) 審査参加者（受付順）

- ・株式会社東洋食品
- ・日本給食株式会社
- ・ハーベストネクスト株式会社

(2) 審査得点（得点順）

- ・株式会社東洋食品 1,045 点
- ・ハーベストネクスト株式会社 852.1 点
- ・日本給食株式会社 712.4 点

1,170 点満点

内訳： 1 次審査 100 点 × 審査員 9 名 = 900 点

2 次審査 30 点 × 審査員 9 名 = 270 点

（委託業者選定委員会にて 1 次、2 次審査を経て選定）

(3) 審査結果

- ・優先交渉権者 株式会社東洋食品
- ・次点者 ハーベストネクスト株式会社

3. 今後の予定

1 月までに契約締結を行い、平成 31 年 3 月 31 日までを準備期間とし、平成 31 年 4 月からの給食提供開始に向けた準備を行う。

4. 株式会社東洋食品の概要

住所：東京都台東区東上野 1 丁目 14 番 4 号

総従業員数：10,068 人、全国学校給食センター受託数 151 ケ所（2,500 食以上の受託数）、県内学校給食センター受託数 23 ケ所（館山市、いすみ市、勝浦市等）

平成31年度 業務計画(案)

学校給食センター

項目	3 1 年 1 学期				8 月	2 学期				3 2 年 3 学期		
	4 月	5 月	6 月	7 月		9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
学校給食	8 (月) ←	68		→ 19 (金)		2 (月) ←	76		→ 23 (月)	7 (火) ←	52	→ 24 (火)
	各学校が受けることのできる給食日数は195日											
給食参観	← 24 安房東中 6 天津小湊幼 12 田原小 →					20 アワーズ 26 田原幼	3 長狭中 16 長狭小	13 江見小 21 東条小	11 鴨川中	24 西条小 31 特別支援	13 鴨川小 21 鴨川幼	→
	給食センター職員と給食を受ける児童等が交流を図る。											
食指導の実践予定	←											→
	栄養士による、食べ物を中心とした栄養に関する指導。											
預かり保育に伴う給食の実施				22 (月) ← 9 (金) ↔ 26 (月) 30 (金) →								
	夏休み期間中に預かり保育と給食を希望する園児に給食の提供。											
学校給食主任者会議		○									○	
	給食の実施に伴い各学校や給食センターとの意見交換の場											
学校給食センター運営委員会				○								
	学校給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、教育委員会の諮問機関として設置。											

平成31年度 給食実施可能な日数(案)

1 学 期 (4 / 8 ~ 7 / 19)		2 学 期 (9 / 2 ~ 12 / 23)		3 学 期 (1 / 7 ~ 3 / 24)	
月	週5日	月	週5日	月	週5日
4月	15	9月	19	1月	18
5月	19	10月	21	2月	18
6月	20	11月	20	3月	16
7月	14	12月	16	計	52
計	68	計	76	合計	196

ただし、給食を受けることのできる日数は195日以内とする。

平成31年度 学校給食実施予定表(案)

区分	月	行事等	給食日数
一 学 期	4月	8日(月)給食開始	15日
	5月		19日
	6月		20日
	7月	19日(金)給食終了・終業式	14日
			68日
二 学 期	9月	2日(月)給食開始・始業式	19日
	10月		21日
	11月		20日
	12月	23日(月)給食終了・終業式	16日
			76日
三 学 期	1月	7日(火)給食開始・始業式	18日
	2月		18日
	3月	24日(火)給食終了・終了式	16日
			52日
計			196日

平成31年度 給食参観計画(案)

月	日	曜	学校名 園名	参 観 者 名
5	24	(金)	安房東中学校	所長 栄養士 調理員
6	6	(木)	天津小湊幼稚園	所長 栄養士 調理員
6	12	(水)	天津小湊小学校	所長 栄養士 調理員
7	10	(水)	田原小学校	所長 栄養士 調理員
9	20	(金)	アワーズ	所長 栄養士 調理員
9	26	(木)	田原幼稚園	所長 栄養士 調理員
10	3	(木)	長狭学園(中)	所長 栄養士 調理員
10	16	(水)	長狭学園(小)	所長 栄養士 調理員
11	13	(水)	江見小学校	所長 栄養士 調理員
11	21	(木)	東条小学校	所長 栄養士 調理員
12	11	(水)	鴨川中学校	所長 栄養士 調理員
1	24	(金)	西条小学校	所長 栄養士 調理員
1	31	(金)	特別支援	所長 栄養士 調理員
2	13	(木)	鴨川小学校	所長 栄養士 調理員
2	21	(金)	鴨川幼稚園	所長 栄養士 調理員

議題 3

平成31年度 学校給食センター当初予算(案)

歳 入

(単位:千円)

款	項	目	節	細 節	前 年 度 当初予算額	当 年 度 当初予算額	差引額
20 諸収入	4 雑入	5 雑入			146,763	140,644	6,119
			1 給食事業収入	現年度分	144,082	136,819	7,263
				過年度分	81	81	0
				給食費(調理分)	2,600	3,744	1,144

歳 出

款	項	目	細 目	節	細 節	前 年 度 当初予算額	当 年 度 当初予算額	差引額
10 教育費	6 保健体育費	3 学校給食費	職員人件費(給食センター)			74,139	40,282	33,857
			* 給食センターに勤務する 職員の人件費。	2 給 料		43,352	22,643	20,709
			コード: 457	3 職員手当等		18,798	11,119	7,679
				4 共済費		11,989	6,520	5,469
			給食センター事務費			21,684	74,163	52,479
			* 調理場運営に係る調理員 及び運転手の臨時賃金・ 需用費・役務費などの経費	7 賃 金	臨時職員賃金	16,600	1,365	15,235
			コード: 458	11 需用費		2,859	1,022	1,837
					消耗品費	2,837	1,000	1,837
					印刷製本費	22	22	0
				12 役務費		1,612	1,202	410
					通信運搬費	162	162	0
					手数料	1,450	1,040	410
				13 委託料		365	70,333	69,968
				14 使用料及び賃借料		186	184	2
				19 負担金、補助金		62	57	5
			給食センター維持管理費			12,531	11,623	908
			* 調理場運営に係る燃料費 ・光熱水費・修繕料及び委 託料などの通常経費	11 需用費		10,000	10,000	0
			コード: 459		燃料費	3,900	3,900	0
					光熱水費	5,200	5,200	0
					修繕料	900	900	0
				13 委託料		1,431	1,623	192
					電気保安業務	142	118	24
					空調設備	65	65	0
					ボイラー整備	420	425	5
					清掃等委託	0	200	200
					浄化槽清掃	65	65	0
					廃水処理施設	493	498	5
					害虫駆除等	119	0	119
					厨房機器等保守	127	252	125
				15 工事請負費	工事請負費	1,100	0	1,100
			公用車費(給食センター)			1,412	531	881
			* 給食配送車等に係る維持管 理経費	11 需用費		1,064	216	848
			コード: 460		燃料費	492	136	356
					修繕料	572	80	492
				12 役務費		224	175	49
					手数料	59	10	49
					保険料	165	165	0
				27 公課費	自動車重量税	124	140	16
			給食センター運営委員会			125	20	105
			運営事業	1 報 酬	運営委員報酬	99	15	84
			コード: 461	9 旅 費	費用弁償	26	5	21
			給食事業 コード: 462	11 需用費	賄材料費	149,651	142,161	7,490
合 計						259,542	268,780	9,238

○ 鴨川市学校給食センター設置条例

平成17年 2月11日

条例第79号

改正 平成20年 3月25日条例第 8 号 平成21年 6月12日条例第17号

平成27年 3月24日条例第 9 号 平成28年 3月24日条例第16号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び学校給食法(昭和29年法律第160号)第 6 条の規定に基づき、学校給食センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鴨川市学校給食センター	鴨川市貝渚223番地 1

(給食の実施)

第 3 条 学校給食センターは、次に掲げる者に対して給食を実施する。

- (1) 鴨川市立小学校設置条例(平成17年鴨川市条例第75号)第 2 条に規定する小学校の児童
- (2) 鴨川市立中学校設置条例(平成17年鴨川市条例第76号)第 2 条に規定する中学校の生徒
- (3) 鴨川市立幼稚園設置条例(平成17年鴨川市条例第77号)第 3 条に規定する幼稚園の園児

2 学校給食センターは、前項に規定する給食の実施に支障のない範囲内で、教育委員会が必要と認めるものに給食を提供することができる。

(運営委員会)

第 4 条 学校給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、教育委員会の諮問機関として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の 4 第 3 項の規定により学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 5 条 運営委員会は、教育委員会の諮問を受け、学校給食センターの運営に関する重要な事項について調査、審議する。

(組織)

第 6 条 運営委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 給食を受ける小学校、中学校及び幼稚園の長
- (2) 給食を受ける小学校、中学校及び幼稚園のPTAが推薦する者
- (3) 識見を有する者

3 運営委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 運営委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 運営委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、学校給食センターの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年3月31日までの間、第2条第2項の規定にかかわらず、学校給食センターに設置する調理場は、次のとおりとする。

鴨川共同調理場	鴨川市貝渚223番地1
天津共同調理場	鴨川市天津1166番地
小湊共同調理場	鴨川市内浦1923番地

附 則(平成20年3月25日条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月12日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年 3 月24日条例第16号)

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

鴨川市学校給食センター運営委員会の組織について（案）

○現在 11名

1号委員（給食を受ける小学校、中学校及び幼稚園の長） 3名

2号委員（給食を受ける小学校、中学校及び幼稚園のPTAが推薦する者） 6名

3号委員（識見を有する者） 2名

○31年6月1日以降 7名

1号委員（給食を受ける小学校、中学校の長） 2名（条例上の委員ではない。
委嘱はしない。）

2号委員（給食を受ける小学校、中学校及び幼稚園のPTAが推薦する者） 3名

3号委員（識見を有する者） 2名